



I 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨等

- ◇ 子どもの権利の尊重など、子どものはぐくみの基本理念と県の責務等を明確にするとともに、はぐくみの実効性を担保するため、奈良っ子はぐくみ条例を制定(R4.4月)
- ◇ 条例で掲げた施策を総合的・計画的に推進するため、既存計画等との整合も図りつつ、条例第21条1項に基づき、3年を適用期間として本計画を策定
- ◇ 策定期間：令和5年3月

2 計画の推進体制

- ◇ 県関係部局がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、本計画の推進を実効性あるものとする。
- ◇ 学識経験者、関係団体代表者等で構成する「奈良県子ども・子育て支援推進会議」で意見を伺いながら、本計画を推進する。
- ◇ 市町村や関係機関等と緊密に協力・連携を図りながら、本計画を推進する。

3 計画の進捗管理と評価

- ◇ 本計画に基づく施策の実施状況について評価・検証を行い、結果を毎年度公表する。
- ◇ 施策の対象者の意見等、**定性的評価も積極的に採り入れ、年度ごとに施策の質の向上に活かす。**

II 計画の概要

1 基本理念 (条例§3)

- ① すべての**子どもの有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を優先**する。
- ② 子どもの個性、年齢、発達の程度に応じて、**子どもの成長の可能性を最大限に拡げることが**できるよう取り組む。
- ③ 多様な主体が相互に連携・協力し、**子どものはぐくみを社会全体で支える。**

2 基本目標 (条例前文等)

- ◇ 本県で育つすべての奈良っ子が日々喜びや感動にあふれ、**将来に夢と希望を抱きながら、健やかに成長することができる地域社会**を目指し、**社会全体で子どものはぐくみ**に取り組む。

3 推進施策 (条例§8～§20)

- ◇ 本計画の基本目標を達成するため、条例で定める4つの基本的施策の主要課題を整理し、実効性のある取組を展開

I. 子どもの健やかなはぐくみ

- ・子どものはぐくみの充実
- ・子どもの権利を尊重するはぐくみ
- ・社会環境の整備

II. 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援

- ・親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり
- ・子どもの「伸びゆく力」をはぐくむ仕組みづくり 等

III. 困難な状況にある子どもに対する支援

- ・児童虐待の予防
- ・社会的養護の充実
- ・体罰によらない子育ての推進

IV. 子育て家庭に対する包括的な支援と実行の体制づくり

- ・SNS等を活用した子育て家庭への支援 等

1. 子どもの健やかなはぐくみ

1 子どものはぐくみの充実

条例の基本理念や、奈良っ子 はぐくみ 基本方針で掲げた目標「自己肯定感・自尊感情、他者への寛容なこころ、健やかな身体のはぐくみ」を踏まえ、子どものはぐくみを推進する。

① 芸術や自然等を活用した子どものはぐくみ

- ・なら歴史芸術文化村における幼児向けアートプログラム等の実践
- ・子どもを音楽で育てる取組の推進
- ・自然と触れ合う保育の推進
- ・幼児向け運動・スポーツプログラムを活用したはぐくみ
- ・まほろば健康パークの機能強化（遊び・スポーツ施設ゾーンの整備）
- ・うだ・アニマルパークのふれあい体験
- ・奈良の木に親しむ機会の提供
- ・就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及
- ・良質かつ適切な保育・教育の提供（保育施設、放課後児童クラブの受け皿の拡大、人材育成等）



② 食を通じた子どものはぐくみ

- ・安全・安心なこども食堂の普及（安全・安心こども食堂認証制度の継続等）
- ・保育所等における食育プロジェクトの推進
- ・夏休み子どもセミナー（食と農についての子ども向け講座・料理教室）



2 子どもの権利を尊重するはぐくみ

学校、保育所・幼稚園等、家庭、地域など、社会のあらゆるはぐくみの場において、子どもの最善の利益を考慮し、子どもを権利の主体として捉え、常に子どもの権利が守られているかという視点に立ち、取組を推進する。

- ① すべての子どもがともに育つことができる環境の整備等
 - ・インクルーシブ保育の推進（障害児保育・医療的ケア児保育の充実）
- ② ヤングケアラー支援
- ③ 人権啓発の推進

3 社会環境の整備

企業・団体と連携し、夫婦が一体感を持って、喜びをわかちあいながら子育てできる環境整備を推進するとともに、社会全体で子どもをはぐくむ機運の醸成を図る。

- ① 父親の子育て参加の促進
 - ・「パパ産休」の取得促進
- ② 社会全体によるはぐくみ
 - ・「なら子育て応援団」によるサービス提供
 - ・奈良っ子 はぐくみ キャンペーンによる特典の付与
 - ・奈良っ子 はぐくみ ジャーナルの発行



II. 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援

第2次奈良県子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画奈良っ子未来輝きプラン(令和4年3月策定)に基づき、**経済的困難等の状況に置かれている子育て家庭(ひとり親家庭等)が自立・安定した生活の中で、地域で孤立することなく、子どもの「伸びていく力」をはぐくむ**ことができるよう支援する。

1 親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり

- ①暮らしの安定のための子育て・生活支援
 - ・手当の給付、生活資金等の貸付、住宅支援
 - ・子ども医療費・ひとり親家庭等医療費の助成 等
- ②経済的自立のための就労支援
- ③養育者確保支援

2 子どもの「伸びゆく力」をはぐくむ仕組みづくり

- ①多様な主体による子どもの学びの機会の提供
- ②子どもの悩みに気づき受け止めるケアの充実
 - ・スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの活用による相談支援・相談窓口の設置等
- ③高等教育の希望をかなえるための支援
 - ・高等学校での修学の安定化のための教育費負担の軽減等

3 地域で親子を支える仕組みづくり

- ①身近な親子を日常的にあたたかく見守る気運の醸成と人づくり
- ②地域における多様な子どものはぐくみ活動の促進
 - ・こども食堂の普及、学習支援活動の促進等

4 行政における総合的な支援体制づくり

- ①市町村における計画的な施策推進の支援
- ②日常的に寄り添い適切なサービスに繋げる仕組みづくり
- ③困りごとを把握し、適切な支援に繋げる仕組みの推進
 - ・県スマイルセンター「ひとり親コンシェルジュ」による伴走支援

III. 困難な状況にある子どもに対する支援



1 児童虐待の予防と支援・体制の充実

児童虐待事案の要因を分析し、県・市町村等が連携・協働して、虐待に至る要因の軽減・除去の取組を推進する。

- ①子どもと家庭を見守る県民の意識づくり
 - ・オレンジリボンキャンペーンによる啓発 等
- ②虐待の予防と早期の対応
- ③虐待を受けた子どものケアと家庭への支援
 - ・一時保護所の機能充実、社会的養護の体制充実等
- ④子どもと家庭を支援する体制づくり



2 社会的養護の充実

奈良県社会的養護推進計画(令和2年3月策定。計画期間は令和2~11年度)に基づき、**すべての子どもが、家庭での養育が困難な状況に直面しても、家庭と地域の力により、健やかに育まれる社会の実現**を目指し、最適な養育環境を整える。

- ①里親等への委託の推進
- ②虐待を受けた子どものケア
 - ・児童養護施設等におけるケア機能の充実
- ③児童養護施設等の施設支援
- ④自立支援に向けた取組
 - ・施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充



3 体罰によらない子育ての推進

保護者が児童のしつけに際して子どもに体罰を加えてはならないことが法制化(令和2年4月施行)されたことに伴い、**「体罰等によらない、ゆったり子育て」**を啓発し、社会全体で子育てを支える。

- ①市町村や企業・団体と連携した取組
- ②子育てエピソードの情報発信



IV. 子育て家庭に対する包括的な支援と実行の体制づくり

「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」とも整合を図りつつ、子育て家庭が抱える様々な課題について、市町村の包括的な相談・支援体制の整備等を推進する。

1 SNS等を活用した子育て家庭への支援

すべての子育て家庭に、それぞれのニーズに応じた支援情報を、必要な時にダイレクトに届けるシステムを構築し、**子育て関連の行政サービスを確実に利用していただくことで、「すべての子育て家庭における幸せな子育ての実現」**を目指す。

- ①子育て家庭情報のデータベース化
- ②子育て支援システム「(仮称)奈良っ子はぐくみアプリ」の構築
 - ・子育て家庭が抱える困りごと(就労、生活、住居等)に応じた支援の道しるべ等をプッシュ型で情報発信
- ③アプリ上で親同士が気軽に情報交換できる場の提供



2 子ども家庭総合支援拠点の機能強化

改正児童福祉法により、市町村は、既存の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされたため、円滑な実施に向け、市町村に対し必要な助言及び適切な援助を行う。**

- ①市町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化
- ②こども家庭センター設置に向けた市町村支援